

2016年度
エコアクション21環境活動レポート
(対象期間:2016年4月1日~2017年3月31日)



倉敷商工会議所

発行:2017年4月27日
改定:2017年5月12日

目 次

○ 組織の概要	1
○ 対象範囲	2
○ 環境方針	3
○ 環境目標	4
○ 環境活動計画	5
○ 環境目標の実績	6
○ 環境活動計画の取り組み結果とその評価、次年度の取り組み内容	6
○ 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	9
○ 代表者による全体評価と見直しの結果	10

1. 組織の概要

(1) 名称及び代表者名

名 称：倉敷商工会議所
代表者：専務理事 加藤 清次

(2) 所在地

岡山県倉敷市白楽町249-5

(3) 環境管理責任者及び推進事務局担当者

環境管理責任者

事務局長 平 松 博

推進事務局担当者

矢 部 憲 彦
岩 井 麻美子
大 田 紘 之

連絡先

TEL：086-424-2111

FAX：086-426-6911

(4) 事業の概要

地域内商工業者の利益を図るとともに、地域経済社会の振興・発展や、その地域における商工業の総合的改善を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として事業を行っている。

1. 政策要望
2. 地域振興
3. 経営支援活動

(5) 事業の規模（2017年3月31日現在）

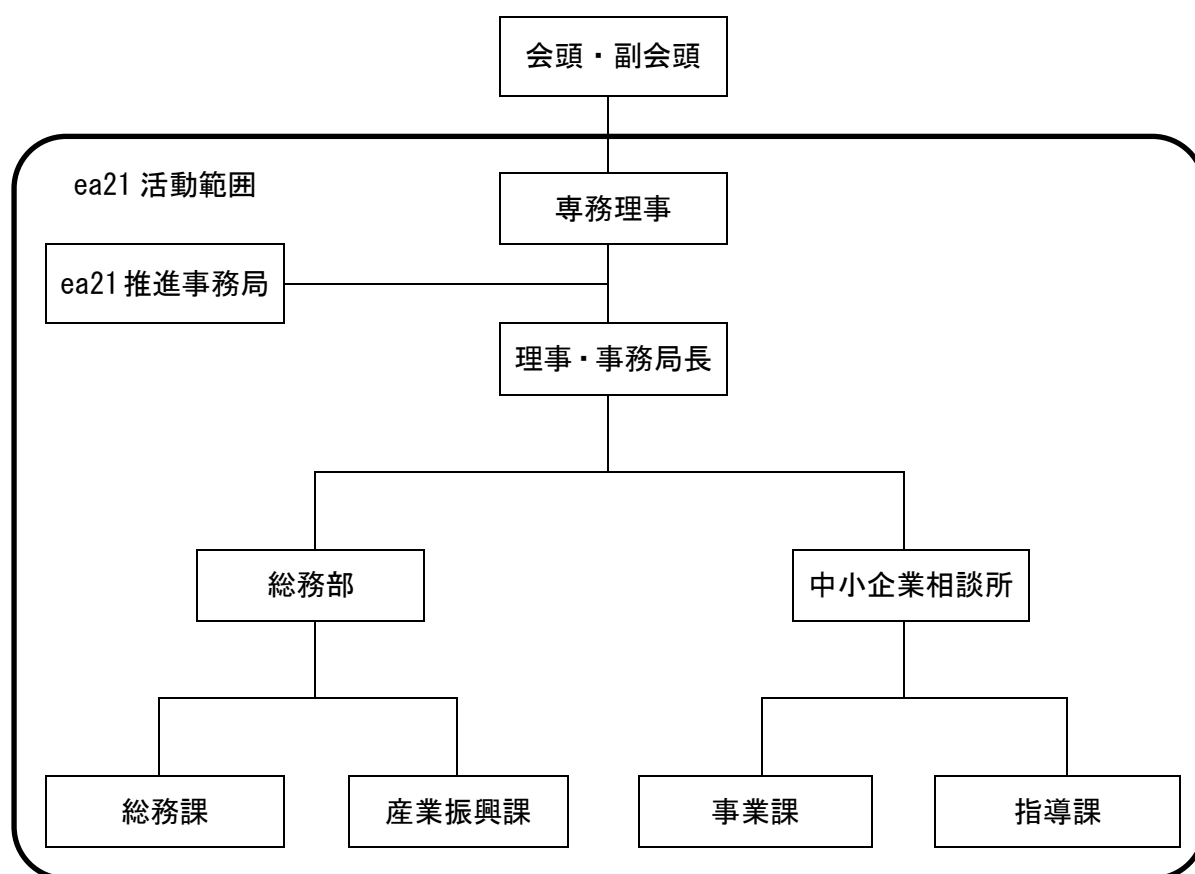
会 員 数 3,473事業所
従 業 員 数 23名（役員含む）
延べ床面積 3,461㎡
駐 車 場 3,734㎡

2. 対象範囲

(1) 認証・登録の対象組織・活動

倉敷商工会議所の全組織・全活動を対象とする。
但し、テナントは対象外。

(2) 実施体制



(対象職員数 23名)

(3) レポートの対象期間

2016年4月1日～2017年3月31日

(4) レポートの発行日

2017年4月27日

3. 基本理念

倉敷商工会議所は地域総合経済団体として、その事業活動の全ての領域において環境への取り組みの重要性を認識し、全組織を挙げて環境負荷の軽減に努め、環境保全と経済の発展が共生できる社会を実現します。

4. 環境方針

倉敷商工会議所は日常の事業活動と運営に係わる環境影響を常に意識し、自主的、積極的な環境問題への取り組みと環境負荷の削減を図るために、次の方針に基づいた経営活動を推進して環境との調和を目指します。

1. 次の項目を環境管理テーマとして取り組みます。
 - (1) 会員事業所への循環型企業経営の普及啓発
 - (2) 地域の環境保全活動との協働
 - (3) 職員への環境教育
 - (4) 二酸化炭素排出量の削減
 - (5) 廃棄物の削減、リサイクルの促進
 - (6) 水使用量の削減
 - (7) グリーン購入の促進
2. 環境関連法規、環境要求事項を遵守します。
3. 職員全体が環境負荷低減活動を積極的に実践できるように、環境方針を全職員に周知すると共に環境活動レポートを作成し、公表します。

上記環境方針達成のための目標を設定し、定期的に環境経営システムの継続的な改善に取り組み、環境にやさしい経営の模範となります。

2011年6月1日

倉敷商工会議所
専務理事 加藤 清次

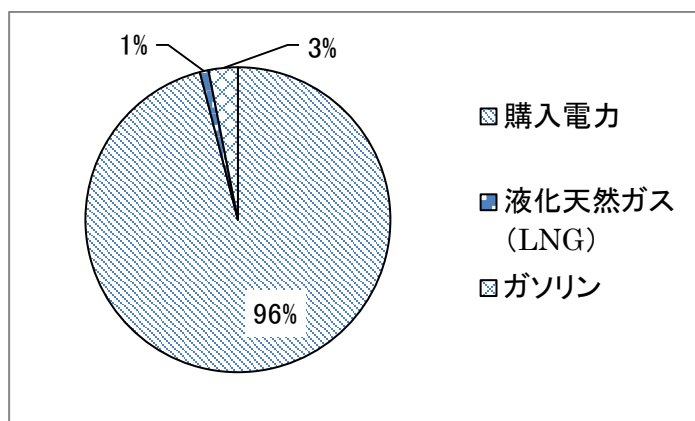
5. 環境目標

項目	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度		
	実績 (基準年度)	目標	目標	目標		
管内事業所への循環型企業経営の普及啓発	管内 3,938 事業所	管内事業所に対して 3 回実施	管内事業所に対して 3 回実施	管内事業所に対して 3 回実施		
地域環境活動への協働 「小さな親切運動」等の実施	21 事業所 561 名	20 事業所 500 名	20 事業所 500 名	20 事業所 500 名		
二酸化炭素排出量	購入電力 (kWh)	177,024	1%削減	2%削減	3%削減	
	化石燃料	液化天然ガス (kg)	195	現状維持	現状維持	現状維持
		ガソリン (L)	1,813	1%削減	2%削減	3%削減
	水道使用量 (m ³)	1,361	現状維持	現状維持	現状維持	
	廃棄物排出量 (kg)	4,738	1%削減	2%削減	3%削減	
	二酸化炭素排出量合計 (kg-CO ₂)	130,709	1%削減	2%削減	3%削減	
グリーン購入の促進 消耗品等のグリーン購入の割合 (%)	価格上限 10% 増の範囲で購 入推進	年間購入件 数の 70%	年間購入件 数の 70%	年間購入件 数の 70%		

- ・ 4月～翌年3月までを事業年度とする。
- ・ 「小さな親切運動」では、日常生活の中での善意を広める事に重点を置き、個人や団体の顕彰、各種コンクールの実施、清掃活動などを行っている。
- ・ 化学物質の排出はなし。
- ・ 購入電力排出係数は、中国電力㈱の実排出係数 (0.706kg-CO₂/kWh : 平成 26 年度実績) を用いて算出。

二酸化炭素排出量のうち、96%が購入電力によるものである為、購入電力削減を重点的に取り組む。

○ 二酸化炭素排出量の割合 (2015 年度実績)



6. 環境活動計画

項目	主な取り組み内容
会員事業所への循環型企業経営の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ ea21 審査人による「環境経営相談」窓口の設置（要予約） ○ 当所会報に ea21 の制度紹介や環境をテーマとした記事の掲載 ○ 環境をテーマとしたイベントポスターの掲示やチラシの配布
地域の環境保全活動との協働	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員による倉敷商工会館及び周辺の清掃活動の実施 ○ 地域の清掃活動への参加 ○ 小さな親切運動「花いっぱい運動」への参加 花の種・花苗（緑のカーテン）の無料配布、花の植え替え
職員への環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境セミナーへの参加 ○ 職員向け勉強会の開催 ○ 環境負荷の現状や環境活動の実施結果を職員へ回覧し、実施状況の周知を図る ○ 推進会議を四半期で開催し、実施状況の把握と、問題点の改善を図る
二酸化炭素排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙使用量の削減 ○ リサイクルの促進（ごみの資源化） <ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの分別を徹底 ○ 照明のこまめな消灯 ○ 長時間使用しない電気製品の電源を落とす ○ エアコンの集中制御の実施（全館） ○ クールビズ、ウォームビズの実施 ○ 電灯の LED への更新（電球交換時） ○ エアコンフィルターの清掃 ○ 水使用量の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・蛇口をこまめに閉める ○ 化石燃料の使用量の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・湯沸かし器、コンロの元栓をこまめに閉める ・エコドライブの実施、自転車の活用、相乗りの推進 ・ノーマイカーデーの実施 （5月・10月の「岡山県下統一ノーマイカーデー」に合わせて実施） ○ グリーン購入の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・エコ商品を優先的に購入（購入価格 10%増まで認める）。

7. 環境目標の実績

項目	2015年度	2016年度				
	実績 (基準年度)	目標	実績	達成率		
管内事業所への循環型企業経営の普及啓発	管内 3,938 事業所	管内事業所 に対して 3 回実施	当所会報紙 に記事を 3 回掲載	100.0%		
地域環境活動への協働 「小さな親切運動」等の実施	21 事業所 561 名	20 事業所 500 名	25 事業所 305 名	125.0% 61.0%		
二酸化炭素排出量	購入電力 (kWh)	177,024	175,253	189,380	92.5%	
	化石燃料	液化天然ガス (kg)	195	195	165	118.2%
		ガソリン (ℓ)	1,813	1,795	1,856	96.7%
	水道使用量 (m ³)	1,361	1,361	1,680	81.0%	
	廃棄物排出量 (kg)	4,738	4,691	2,637	177.9%	
	二酸化炭素排出量合計 (kg-CO ₂)	130,709	129,402	139,296	92.9%	
グリーン購入の促進 消耗品等のグリーン購入の割合 (%)	価格上限 10% 増の範囲で購 入推進	年間購入件 数の 70%	42.7%	61.0%		

- ・ 購入電力排出係数は、中国電力株の実排出係数 (0.706kg-CO₂/kWh : 平成 26 年度実績) を用いて算出。

8. 環境活動計画の取り組み結果とその評価、次年度の取り組み内容

(1) 会員事業所への循環型企業経営の普及啓発

取り組み内容	達成状況	評価と次年度の取り組み内容
○ 環境カウンセラーによる「環境経営相談」窓口の設置	○	計画通り実施できた。 環境経営相談窓口への相談件数は 少なかったが、次年度も周知を図る と共に循環型企業経営の普及啓発に つとめる。
○ 当所会報に ea21 の制度紹介や環境をテーマとした記事の掲載	○	
○ 環境をテーマとしたイベントポスターの掲示やチラシの配布	○	

※ 「○」達成 「△」一部達成 「×」未達成 「-」計画外

(2) 地域の環境保全活動との協働

取り組み内容	達成状況	評価と次年度の取り組み内容
○ 職員による倉敷商工会館及び周辺の清掃活動の実施	○	概ね計画通り実施できた。地域の清掃活動では、参加事業所数は目標件数を超えたものの、参加者数は目標を下回った。 当所女性会では「環境・ゴミ・省エネルギー問題」をテーマに絵画コンクールを実施。管内24の小学校から355点の応募があり、全作品をイオンモール倉敷にて展示し、優秀作品30点を表彰した。これらの活動は次年度も実施予定。
○ 地域の清掃活動への参加（小さな親切運動）	△	
○ 「花いっぱい運動」への参加（小さな親切運動）	○	
○ 平成28年度 小学生「環境・ゴミ・省エネルギー問題」絵画コンクール作品展	—	

※「○」達成 「△」一部達成 「×」未達成 「—」計画外

(3) 職員への環境教育

取り組み内容	達成状況	評価と次年度の取り組み内容
○ 環境セミナーへの参加	○	計画通り実施できた。 自治体主催の環境セミナーへ職員が参加。職員向け勉強会は新規採用の職員及びエコアクション21推進事務局のメンバーを中心に実施した。 次年度も継続予定。
○ 職員向け勉強会の開催	○	
○ 環境負荷の現状や環境活動の実施結果を職員へ回覧し、実施状況を把握	○	
○ 推進会議を四半期で開催し、実施状況の把握と、問題点の改善を図る	○	

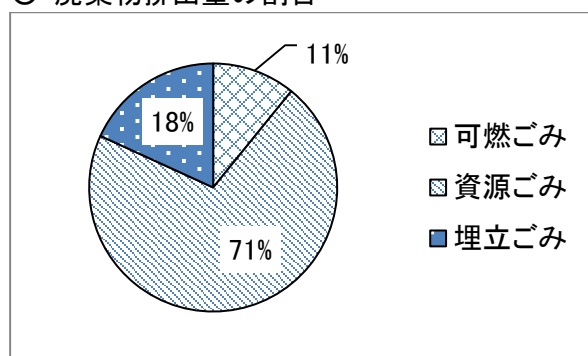
※「○」達成 「△」一部達成 「×」未達成 「—」計画外

(4) 二酸化炭素排出量の削減

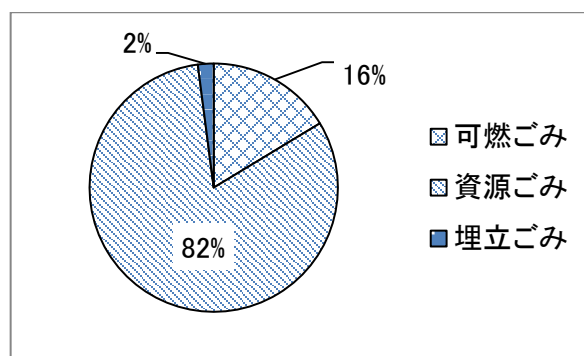
取り組み内容	達成状況	評価と次年度の取り組み内容
○ 廃棄物の削減(コピー用紙使用量の削減)	○	<p>全体的には概ね計画通りの取り組みが出来たが、環境目標を達成できなかった項目があった。平成28年度は大きな事業があった為、電気使用量、ガソリン使用料が増加したと考えられる。</p> <p>今年度の課題を改善し、目標達成に向けて努力すると共に、資源ごみの割合を多くする取り組みを強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年、前々年度に書類等の大掛かりな処分を行った事もあり、前年度より廃棄物排出量を抑えられた。 ・今年度は新たに事務所のエアコンフィルターの清掃を実施した結果、清掃の効果を感じられた。 ・水道管の破損による漏水が原因で水使用量が大幅に増加した。 ・グリーン購入の推進では、集計方法に問題があり、来年度は集計方法を検討する。 ・車両の老朽化により、10月にエコカーを1台導入した(買換え)。
○ リサイクルの促進(ごみの資源化)	○	
○ 照明のこまめな消灯	○	
○ 長時間使用しない電気製品の電源を落とす	○	
○ エアコンの集中制御の実施(全館)	○	
○ クールビズ、ウォームビズの実施	○	
○ 電灯のLEDへの更新(電球交換時)	○	
○ エアコンフィルターの清掃	○	
○ 水使用量の削減	○	
○ 湯沸かし器、コンロの元栓をこまめに閉める	○	
○ エコドライブの実施、自転車の活用、相乗りの推進	○	
○ ノーマイカーデーの実施	○	
○ グリーン購入の推進	△	

※「○」達成 「△」一部達成 「×」未達成 「ー」計画外

○ 廃棄物排出量の割合



(2015年度)



(2016年度)

9. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

当所に適応される環境関連法規の違反、訴訟等はなかった。また、過去3年間、関係機関より違反等の指摘はなかった。

法令等の名称	適用される法的な要求事項	該当する設備・項目	遵守状況
【廃掃法】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ■一廃収集業者の許可の確認（第六条の二第7項） ■産廃収集運搬・処理業者の許可の確認、契約（第六条の二第7項） ■許可業者に委託（第六条の二第6項） ■マニフェストの発行（第十二条の三） 	事務書類、ダンボール等、廃プラスチック、金属くず、瓦礫類等	○
【リサイクル法】 資源の有効な利用の促進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ■パソコン、プリンタ等のリサイクル化（第四条第2項） ■製品の長期間使用（第四条第2項） ■再生資源及び再生部品の利用促進（第四条第2項） 	パソコン、プリンタ、周辺機器	○
【家電リサイクル法】 特定家庭用機器再商品化法	<ul style="list-style-type: none"> ■特定家庭用機器をなるべく長期間使用（第六条） ■再商品化に必要な料金の支払い（第六条） 	テレビ、冷蔵庫、エアコン等	○
【グリーン購入法】 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ■グリーン購入法適合商品、環境に配慮した物品の購入に努める（第五条） 		○
【自動車リサイクル法】 使用済自動車の再資源化等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ■自動車を長期間使用することによって自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努める（第五条） ■自動車の廃棄・使用済自動車の引渡義務（第八条） 	使用済自動車	○
【フロン排出抑制法】 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ■設置環境・使用環境の維持保全（第十六条） ■機器の点検（第十六条） ■フロン類の充填の原則禁止（第十六条） ■点検・整備の記録作成・保存（第十六条） 	業務用空調機及び冷凍冷蔵機器	○

法令等の名称	適用される法的な要求事項	該当する設備・項目	遵守状況
【ビル管理法】 建築物における衛生的環境の確保に関する法律	■空気環境の測定(浮遊粉じん、一酸化炭素、二酸化炭素、温度等) (第三条の二) ■貯水槽の清掃(第四条第2号) ■飲料水水質検査(第四条第3号) ■給水栓における遊離残留塩素の測定(第四条の二第1号) ■ねずみ、昆虫等の防除・駆除(第四条の五第2号)	商工会館全体	○
【消防法】	■消防用設備等の点検と報告(第十七条の三の三) ■防火対象物の点検と報告(第十七条の三の三) ■消防訓練の実施(消火・通報・避難訓練、実施回数:年2回)(第八条第1項)	火災報知機、消火栓、消火器等の消防用設備	○

※「○」遵守できている 「×」遵守できていない

10. 代表者による全体評価と見直しの結果

10年目を迎えてのコメントですが、正直に言ってコメントは有りません。

エコアクションの自己評価としては、日常に自分がすべきことを自然体でエコをしている自分を抵抗なく、不自然にも思わずしており、新入社員を除いて職員全員自然体で対応していると思います。

このコメント欄に、言い訳がましい事を書く事はやめます。

達成率も、上がり下がりも有っても職員一同必要があって必然的に率が上がっただけで、昨年比をもって上がった、下がった事の分析は職員を信じてない事にもなると思うようになりました。

したがいまして、ここに昨年度、私も含めて職員一同頑張った事を職員一度になり代わってご報告いたします。